王子労基署からのお知らせ (合和7年10月)

- 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。
 - ~ 東京都最低賃金は、令和7年10月3日から

時間額 1、226円です~



「最低賃金制度」は、賃金の最低額(最低賃金額)を保 証する制度のことです。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに かかわらず、すべての労働者に適用されます。

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上 を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金) の引上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けて います。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じ てその費用の一部を助成します。

【お問合せ先】

最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 または王子労働基準監督署

303-3512-1614

303-6679-0183

東京労働局 HP

業務改善助成金について

業務改善助成金コールセンター

1 0120-366-4**40**

東京労働局雇用環境・均等部企画課

(助成金担当) ■ 03-6893-1100

東京働き方改革推進支援センター 🕿 0120-232-865







東京労働局 HP (助成金関係)

【お問合せ先】

東京働き方改革推進支援センター

1 0120-232-865

また東京労働局委託事業として、令和7年 4月より「東京働き方改革推進支援センター」 を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける 中小企業・小規模事業者等を中心に、生産性 向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇 改善、労働時間の短縮、人手不足の緩和等の 取組を支援するため、専門家による相談対応 (電話・メール・対面・訪問)や出張相談 会・セミナー等を実施しています。賃金引上 げにお悩みの方はご相談ください。

東京働き方改革推進支援センター

問 合 先: 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183 安全衛生担当 03-6679-0186 労災課 03-6679-0226

☑ 事業主の皆様へ

働く皆さんのために、労働保険には必ず加入しましょう!

雇用形態にかかわらず、一人でも雇っている場合、事業主は労働保険の手続きを行う義務があります。

建設業:所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務を行う場合は事務所等の労災保険を成立させる必要があります。

- 「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保 険を総称したものです。
- ●正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業場は加入義務があります。
- 労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用されるもので、労働の対価としての賃金が支払われているもののことを言います。
- 労災保険は、パート、アルバイトなど短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。
- 労働保険に加入していないと、

遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主の方のための助成金が受けられません。

お問い合わせは王子労働基準監督署労災課(03-6679-0226)まで

☑ 「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団 体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などの取組を集中的に実施します。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

日時	令和7年11月5日(水)14:00~17:00
会場	イイノホール (東京都千代田区内幸町211飯野ビルディング)

日時	令和7年 11 月 26 日 (水) 14:00~16:30
会場	TKP 池袋カンファレンスセンター ホール 6 A (東京都豊島区南池袋 2 22 1 第3高村ビル 5 階・6 階)

申込、お問合せは特設ホームページからお願いします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

☑ 全国労働衛生週間説明会を開催しました。

王子労働基準監督署では、全国労働衛生週間の取組の一環として、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、令和7年9月10日に全国労働衛生週間説明会を開催しました。

説明会では、全国労働衛生週間実施要綱のほか、東京産業保健総合支援センター相談員 聖徳大学教授 斎藤照代様より特別講演として「効果的な職場の受動喫煙対策について」と題するご講演をただきました。



♥ /EXTENS 労働保険に入っていれば…

労災保険 X 雇用保護

斎藤様ご講演の様子

当日は多くの事業場、関係者の方にご参加いただき誠にありがとうございました。 王子労働基準監督署では、引き続き、管内事業場、労働者の健康管理や職場環境改善 に必要な施策に取り組んでまいります。

問 合 先: 王子労働基準監督署